

ID: 1109

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	移動等円滑化経路協定の廃止認可		
法令名称 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第48条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】 法第48条第1項の規定による。 (移動等円滑化経路協定の廃止) 第48条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第41条第3項又は第44条第1項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日